

自宅が空き家になりそう。子や孫に迷惑がかかるかも。どうすればいいのかしら・・・

実家が空き家になっていませんか？

参加無料

参加申込下さい。
※11/11 まで

令和元年

11/17
日

10:00～11:30

栗山町

空き家利活用 セミナー

くりエイトするまち
山町
KURIYAMA TOWN

相続した空き家の隣人から苦情が来て困った

空き家を活用できない？

空き家のままだと税金が高くなるって本当？

空き家・空き地を持っているが、管理に困っている

空き家をリフォームして賃貸したいけど、高額になりそう

カルチャープラザ Eki 2 階研修室
(栗山町中央 2 丁目 1)

第 1 部 空き家の利活用について

第 2 部 知っておきたい相続の話

終了後 個別相談 (要事前申込) ～12:00

(先着 6 名程度) 後日、受付番号をお知らせします。

(相談は無料ですが、お 1 人 10 分以内となります。)

【第 1 部】講師

北海道行政書士会 空知支部
支部長 新川 恵司 氏

【第 2 部】講師

北海道行政書士会 空知支部
副支部長 斎藤 哲也 氏

◆知っておくと得する話◆

・空き家を放置することのリスクやその解決方法 ・空き家の利活用方法 ・空き家に関する相続問題

◆栗山町内の空き家の持ち主への支援制度紹介◆

・空き家利活用支援制度 ・空き家(空き地)バンク登録制度 ・人にやさしい住宅助成事業

キ リ ト リ

11/11(月)まで、FAXや電話等で申込みください。

※希望する箇所に○を付けて下さい。

空き家利活用セミナー		個別相談		・空き家等の売却 ・空き家の管理 ・空き家の相続
氏名	相談内容		・その他 ()	
住所	電話番号		※個別相談希望の方は必ず記入ください。	

個別相談申込・問合せ：栗山町若者定住推進課 TEL 0123-73-7521 FAX 0123-72-3179